答 弁 第 七 五 号昭和二十六年四月二日受領

(質問の

七五)

内閣衆質第七五号

昭和二十六年四月二日

内閣総理大臣 吉 田 茂

衆議院議長 林 讓 治殿

衆議院議員天野公義君提出食糧輸送計画に関する再質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議 院議 員 天野公義君提 出 [食糧輸送計 画に関する再質問 に対する答弁書

卸業者 へ売却する場所が、 政 府指定倉庫で あれば貨車荷卸 後引続き倉庫 まで の輸送が、 又オン・レー

ルであれば、 その着駅までの貨車輸送が政府輸送となる。 機構改革に伴う新たな政府輸送の 増加部分は

貨車輸送のものであり、 これは従来の公団輸送の場合でもほとんど全部日通扱であつたから、 これが政

府輸送に切り替えられても従来と変化はなく、 業務圧迫の恐れ はない。

又例え、 食糧運送会社が 取扱つていた分野の中で、 政府輸送に切り替えられるものが出て来たとして

f 従来、 より 地場輸送の ものについては門戸を開放しており、 今後もその方針であるから今まで通り食

糧運送会社が輸送を担当することも充分可能である。

従つて島村政務次官の答弁通りと御承知願いたい。

一、の答弁の如く広範囲な輸送については、 日通一 本契約によつたことは従来と何ら変つた取扱いを

するものでなく、 地場輸送のものについては、 従来といえども輸送を担当しうる運送会社は一社のみと

は限らず、これらの中から相当会社を公平に選定するためには入札制度を採つていたのである。 政務次

官の答弁は、従来と同じような形うんぬんの言によつて明かであつて入札うんぬんのことは、日通運送

面の運賃のみについてと御了知願いたい。

右答弁する。